



新宿区監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、
定期監査の結果に基づき新宿区長が講じた措置について別紙のとおり公表する。

令和2年1月14日

新宿区監査委員

同

同

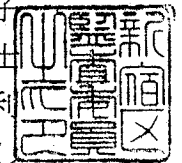
同

白井裕子

小池勇士

國井政利

豊島あつし

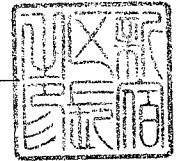




31 新総総総第 7027 号
令和 2 年 1 月 9 日

新宿区監査委員	白	井	裕	子	様
同	小	池	勇	士	様
同	國	井	政	利	様
同	豊	島	あ	つ	し 様

新宿区長 吉 住 健



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 9 月 12 日付け 31 新監査第 5154 号による「令和元年度定期監査（前期）結果報告書」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



令和元年度 定期監査（前期）（令和元年 9 月）

【総務部】 履行確認を適正にされたいもの

1 監査結果の内容（要約）

人事課（以下「課」という。）では、委託契約を締結し、本庁舎食堂厨房内にある生ごみ処理機の保守点検を行っていた。

本契約では年 6 回の保守点検を実施し、仕様書により作業報告書を提出することとなっていた。保守点検は契約のとおり 6 回行われていたが、そのうち 1 回分の作業報告書しか提出されておらず、残りの 5 回分については作業報告書の提出を求めていなかったため、それに基づく履行確認は行われないうまま代金が支払われていた。

新宿区契約事務規則第 58 条では、契約に基づく給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないと定められている。しかしながら、課は、作業報告書による履行確認を行っていないにもかかわらず、代金の支払手続を行っており、これは不適正な処理と言わざるを得ない。

課においては、財務会計に関する基本的な手順を理解し、契約に基づく作業報告書により履行確認を適正にされたい。

2 講じた措置の概要

本庁舎地下食堂内の生ごみ処理機（以下「処理機」という。）は、一般的なコンポスト（たい肥化）方式ではなく、その場で生ごみを生分解する特許技術が用いられた方式であり、処理機のメンテナンスにおいても、その技術に基づく保守点検が必要となっている。本契約における受託業者は、当該業務を担うことのできる業者であり、処理機設置後継続して保守点検業務を行っている。これまで、保守点検作業の履行については、現場確認（区の担当者が受託業者の来庁を確認のうえ、食堂の委託業者である食堂の店長が現場で保守点検作業終了まで立ち合って確認し、区では、その作業内容や作業時間等を食堂の店長から聞き取り、履行を確認していた。）により委託料を支払っており、これとは別に作業報告書を徴して保管していた。この作業報告書は、従前区が作業完了後受託業者に提出を指示し、事後に提出を受けていたものであるが、6 月の保守点検分以降、作業報告書の提出が漏れていたものである。

今回の指摘を受け、受託業者と協議のうえ、区の指示を受けてから提出していた作業報告書を、作業終了後、区の指示を待つことなく速やかに提出するよう改めた。

また、課においては、委託料の支出命令書に当該作業報告書を添付し、書面による履行確認を確実に行ったうえで支払うよう改めた。

【みどり土木部】契約内容の変更手続を適正にされたいもの

1 監査結果の内容（要約）

道路課（以下「課」という。）では、国が所管し、新宿区が管理する新宿駅東南口のエスカレーター2基について、保守点検委託契約を締結し、毎月、仕様書に基づく点検・保守を行っていた。

このうち、エスカレーター2号機（以下「2号機」という。）が、頻繁に緊急停止するようになったため、平成30年11月4日にその運転を停止した。その後、修理には長期間を要することが判明したため、運転停止期間中の2号機の点検・保守については、同年12月10日付けの課から受託者への指示書により、同月以降の4か月間は、清掃及び目視による確認等を行う旨業務内容が変更されていた。

本契約の約款第12条第1項では、契約内容の変更について、「甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる」と規定されている。また、契約事務の手引きでは、契約変更について、事業課における契約変更に係る事案の決定後、受託者との間で、書面の取り交わしを行うこととされている。

運転停止期間中の2号機の点検・保守については、指示書により仕様書に定める業務内容を変更しているが、これは本契約の約款における契約内容の変更に当たるため、その点について受託者と協議の上、書面を取り交わすべきであった。また、指示書による業務内容の変更後も、本契約に提示されている月別の保守点検料を支出していたが、保守点検料の変更の有無についても、受託者と協議した結果を書面により明らかにすべきであった。こうした点から、契約内容の変更手続を課からの指示書のみで行い、その協議の結果を明らかにした書面を取り交わさなかったことは、契約に関する事務処理として不適正である。

課においては、契約に関する基本的な手続を理解し、契約内容の変更手続を適正にされたい。

2 講じた措置の概要

本件は、国所管のエスカレーターの修理時期が定まっていない中、修理後直ちに運転を再開する必要があった。このため、監督員は受託者に対して定期点検に代わり、国の修理後直ちに運転再開するための清掃及び目視確認を行うよう協議したところ、受託者から契約時の人件費と同等であるとのことから、契約変更手続きを省略して指示書を受渡した。

指摘を受けた事例の根本原因は、契約の約款に基づき変更手続きを行うことが必要であることの認識が不足していたものである。

このことから、今回の事務処理について、みどり土木部経営会議で、みどり土木部長から部内の全管理職に新宿区契約事務規則に基づく事務処理の徹底、部内で契約書・仕様書等に則って業務を履行しているか確認するよう命じた。

道路課では、今後、主任監督者、管理監督者への報告、連絡、相談を徹底し、必要な手順、手続きを確認しながら、取組んでいく。

なお、本年4月1日時点で運転を停止していた当該エスカレーターは、今回の指摘事項を踏まえ、本年度以下の措置を講じた。

新宿駅東南口のエスカレーター2号機について、修理完了後速やかに運転再開できるようにするため、休止中の作動確認項目、区監督員が指示した日時で運転再開を行う旨を明記した。

また、標準仕様書の一部変更について、契約条項第12条に基づき受託者と協議し、契約の一部変更を行った。

受託者より本年8月16日付で東京国道事務所による修理が完了したとの報告を受け、同日付で受託者へ運転再開の指示を行い、運転を再開した。

【環境清掃部】契約事務の処理を適正にされたいもの

1 監査結果の内容（要約）

ごみ減量リサイクル課（以下「課」という。）では、住宅地図の購入について、平成30年11月26日に複数の事業者より見積書を徴取し、同月28日に契約を締結していたが、実際には、契約締結日前の同月2日に納品されていた。

本件は、契約行為を行わないまま物品の納入を行わせ、その後に契約を締結して購入代金を支払ったものであり、これは不適正な処理と言わざるを得ない。

新宿区契約事務規則第40条第1項では、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならないと定められている。本件は、10万円以上の物品購入であり、課では複数の見積書を徴取していたが、契約締結前に既に納品されていたため、当該事業者を事実上選定せざるを得ないものであった。これは本規定をないがしろにするものであり、契約の透明性や公平性、経済性、競争性の観点からも不適正である。

課においては、財務会計に関する基本的な手順を理解するとともに、契約事務に関する法令等の遵守を徹底し、契約事務の処理を適正にされたい。

2 講じた措置の概要

契約事務については、日ごろから事務の適正化や支出の遅延防止など適正な執行を図ってきたところであるが、今回の指摘を受け環境清掃部長からごみ減量リサイクル

課長に、改めて契約事務の適正化を図り、見積もりの徴取から支払いまで誤りがないよう規則等の遵守を命じた。

今回、指摘された事務の流れを改めて見ると、担当職員が契約事務のみならず業者から送付された文書管理のあり方に関しても、基礎的な知識に欠けていたものと考えられる。

環境清掃部では指摘後、直ちに部経営会議を開催し、環境清掃部長より部内の全管理職に対して、本事項は契約事務の不適正な処理についての指摘であり、再発防止策を講じるため、今年度の契約事務、特に物品購入に関する事務・文書等の再確認と研修等による職員への契約事務・文書管理の規則等の徹底を指示した。

これを受け、各課所において、令和元年度分の歳出予算整理簿を基に契約事務の処理状況について確認を行った。購入物品については重点的に調査を行い、適切な事務処理を経て納品がされていることを確認した。

また、特に入区して年数の浅い職員に対して財務会計事務研修資料の内容を理解すること、その理解状況を係長が把握することで、事務の適正化を図っていくこととした。

さらに、すべての職員に対して、再発防止のため、各課所において係会等を通じ、財務会計に関する基本的な手順、契約事務の原則を再確認した。特に、物品購入に当たっては、適正な事務処理手続きを行うため、時間的にも余裕をもって購入手続きを行うよう周知徹底した。

今後、契約事務の適正な処理の徹底を図るため、技能系職員を除くすべての職員を対象に改めて、全体研修を実施する。